

一般社団法人 北海道地質調査業協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道地質調査業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地質調査業の発展及び技術の進歩向上を図り、社会公共の福祉の増進並びに北海道の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地質調査業の技術、経営の向上改善に関する研究、講習会、懇談会の開催並びに技術指導
- (2) 地質調査業に関する広報活動
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格及び入会)

第5条 この法人の会員は、北海道において地質調査業及び地すべり工事、グラウト工事等を業として営む法人、個人事業者またはその支店等の事業所（以下「事業者等」という。）で、所定の手続きによって入会を許可された者とする。

- 2 前項会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。平成18年法律第48号）上の社員とする。
- 3 この法人の会員になろうとする者は、理事長に入会の申し込みをし、理事

会で審査の上総会において承認を受けるものとする。

- 4 会員は、原則として事業者等の代表者がこの法人に対して権利行使を行うものとする。

ただし、事業者等が事前に書面をもって代理者を理事長に届け出た場合は、その者を指定代表者と見なし、権利行使を行うことを認める。

- 5 事業者等の代表者は、代表者並びに指定代表者に変更が生じた場合には遅滞なく理事長に届け出るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第6条 前条の規定にかかわらず、事業者等が次の各号の規定に該当する場合は、この法人の会員としての入会及び資格を有することを認めないものとする。

- (1) 事業者等及びその責任者など実質的に経営権を有する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」と総称する。）に属すると認められるとき。

なお、反社会的勢力には、暴力団等でなくなった日から5年を経過していない者を含むものとする。

- (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- 2 この法人の会員になろうとする者は、前条第3項の申し込みを行う場合、反社会的勢力に属さないことの誓約書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、別に総会で定めるところにより、入会金並びに会費を納入しなければならない。

- 2 総会において、新たな入会金及び会費を定めた場合、既に納付した入会金及び会費の額がそれに不足する場合には速やかにその差額を納入するものとし、それを上回る場合には返還しない。

- 3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納付した入会金及び会費は返還しない。

(退 会)

第8条 会員が第5条第1項に規定する事業を廃止したときは、この法人の会員資格を喪失し、退会とする。

2 会員は、2ヶ月前の事前届出をもって、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 この法人は、会員に次に掲げる事由があるときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の目的に反し、法人の名誉を傷つけることがあったとき
- (2) 2期分の会費を未納したとき
- (3) 第6条第1項各号のいずれかに該当するとき

(退会又は除名された者の権利放棄)

第10条 会員が退会しまたは除名されたときは、この法人の資産に対して何ら権利を主張することができない。

(会員名簿)

第11条 この法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した名簿（以下「会員名簿」という。）を作成する。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (4) 資産の処分に関する事項
- (5) 定款の変更に関する事項
- (6) 法人の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事長が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上から総会の目的及び招集の理由を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(招集の通知)

第16条 理事長は、総会の開催日の5日前までに、会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1会員につき1個とする。

- 2 会員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合、会員または代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決 議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の3分の2以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 前2項の決議において、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員から選出された議事録署名委員2名がこれに記名、押印するものとする。
- 3 議事録は、法令で定めるところにより、社員総会の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長以外の1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席しなければならない。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事または監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事または監事は、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに耐えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定。

(2) 理事の職務執行の監督。

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職。

(開 催)

第30条 理事長は、定例理事会として、毎年度、年度の開始前に1回、並びに年度終了後2ヶ月以内に1回開催するほか、監事から招集請求があった時など、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の開催の5日前までに、理事会の日時、場所、目的、その他必要事項を記載した書面により、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、法令で定めるところにより、理事会の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、職員並びにこの法人が必要とする専門的アドバイザー及び顧問を置くことができるものとし、理事長がその任免を行う。
- 3 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第11章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、設立登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりとする。
北海道旭川市川端町6条10丁目1番25号 千葉 新次
札幌市西区琴似3条1丁目1番13-305号 渡辺 彰彦
- 4 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
設立時理事 千葉 新次、渡辺 彰彦、小林 直幹、田中 卓、
金 秀俊、牛渡 聡、鈴木 孝雄、河内 誠、
中川 岳
設立時監事 雨宮 和夫、坪山 厚実

- 5 この法人の設立時代表理事は千葉新次とする。
- 6 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。